

補助メニュー	太陽光発電設備 (自家消費型・PPA)	蓄電池(PPA)
補助要件、運用等に係る要件	<p>(市内民間事業者に直接補助金が交付されるものではありません。市に登録したPPA事業者に対して補助金が交付され、当該PPA事業者とPPAモデル事業プランの契約を締結した場合に補助金がそのサービス料金に反映(低減)されるものです。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置する補助対象施設に太陽光発電設備が設置されていないこと。 ・補助金交付決定を受ける前に補助対象事業に係る契約、補助対象施設への太陽光発電設備等の設置工事への着手等を行っていないこと。 ・補助金の交付は補助対象施設につき、その他補助メニューを含めて1年度1回限りとする。 ・平時において、導入場所の敷地内で発電した電気の50%以上を自家消費すること。 ・オンサイト設置であり、発電した電気の自己託送を行わないこと。 ・災害時にも使えるように耐震性を確保すること。 ・FIT及びFIP制度の認定を受けないこと。 ・補助金の交付を受けて設置した対象機器により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。 ・対象機器を設置する住宅については、補助対象事業実施後も建築基準法第20条に規定する基準を満たすこと。 ・補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数(17年)を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。(「50%以上を自家消費」など、その他の要件を満たし続けることを含む。) ・対象機器の法定耐用年数の期間(17年)が経過する年度まで、市長の求めに応じて利用状況等について報告をすること。 ・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。 ・補助金の交付を受けた対象機器(当該対象機器の設置に係る補助対象事業等を含む。)に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備しなければならない。また、証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年経過した日又は補助金の交付を受けた対象機器の法定耐用年数の期間が経過した日が属する年度の末日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。 	<p>(市内民間事業者に直接補助金が交付されるものではありません。市に登録したPPA事業者に対して補助金が交付され、当該PPA事業者とPPAモデル事業プランの契約を締結した場合に補助金がそのサービス料金に反映(低減)されるものです。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定を受ける前に補助対象事業に係る契約、補助対象施設への太陽光発電設備等の設置工事への着手等を行っていないこと。 ・補助金の交付は補助対象施設につき、その他補助メニューを含めて1年度1回限りとする。 ・災害時にも使えるように耐震性を確保すること。 ・補助金の交付を受けて設置した対象機器により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。 ・対象機器を設置する住宅については、補助対象事業実施後も建築基準法第20条に規定する基準を満たすこと。 ・補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数(6年)を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。(「J-クレジット制度への登録を行わないこと」など、その他の要件を満たし続けることを含む。) ・対象機器の法定耐用年数の期間(6年)が経過する年度まで、市長の求めに応じて利用状況等について報告をすること。 ・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。 ・補助金の交付を受けた対象機器(当該対象機器の設置に係る補助対象事業等を含む。)に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備しなければならない。また、証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して10年経過した日又は補助金の交付を受けた対象機器の法定耐用年数の期間が経過した日が属する年度の末日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。
機器要件	<p>(市内民間事業者に直接補助金が交付されるものではありません。市に登録したPPA事業者に対して補助金が交付され、当該PPA事業者とPPAモデル事業プランの契約を締結した場合に補助金がそのサービス料金に反映(低減)されるものです。)</p> <p>ア 太陽光発電設備を構成するモジュールが、国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FC S制度に加盟する海外認証機関又はIECEE-CB認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。</p> <p>イ 未使用品(新品かつ発電していない品)であること。</p> <p>ウ 太陽光発電設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。</p> <p>エ 自家消費型配線であること。</p> <p>オ その他地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2(2)ア(ア)の交付要件を満たしていること。</p>	<p>(市内民間事業者に直接補助金が交付されるものではありません。市に登録したPPA事業者に対して補助金が交付され、当該PPA事業者とPPAモデル事業プランの契約を締結した場合に補助金がそのサービス料金に反映(低減)されるものです。)</p> <p>ア 未使用品(新品)であること</p> <p>イ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>エ 容量あたりの価格が次に掲げる金額以下の蓄電システムであること</p> <p>(ア) 家庭用(4,800Ah・セル未満)の場合 15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)</p> <p>(イ) 業務用(4,800Ah・セル以上)の場合 19万円/kWh(工事費込み・税抜き)</p> <p>オ 家庭用(4,800Ah・セル未満)の場合は、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により機器登録されたものであること。</p> <p>カ 業務用(4,800Ah・セル以上)の場合は、河内長野市火災予防条例(昭和37年河内長野市条例第21号)で定める安全基準を満たしていること。</p> <p>キ メーカー指定の環境条件に設置すること。</p> <p>ク その他地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2(2)ア(イ)の交付要件を満たしていること。</p>

※これらの要件に違反したことが明らかになった場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。